

子どもの体験支援事業の公募型プロポーザルに関する質問・回答について

令和7年10月9日

No	質問内容	回答
1	最終精算の期限について 本事業は1月～3月にかけてプログラムを実施する想定ですが、人件費等の精算作業が4月末頃までかかる見込みです。最終精算書類の提出につきましては、4月末までに行う形でも差し支えないか、ご教示いただけますでしょうか。	委託料の精算にかかる領収書等については、報告書と同様に4月10日までの提出を想定しています。 費用は確定しているものの、請求日や支出日等の都合上領収書等が4月10日までに間に合わない場合は、本市に金額を報告したうえで、領収書等を入手し次第早急に提出してください(最終4月30日まで)。 なお、4月10日までに費用が確定しないものについては、委託料の対象外となりますのでご了承ください。
2	奈良市ご担当者様にて実施 予算規模を踏まえると体験会の実施は難しいと考えております。参加生徒の募集および最終的な決定は、奈良市ご担当者様にて実施いただくという理解でよろしいでしょうか。	体験会の実施は必須ではありません。実施される場合は、企画提案書にてご提案ください。 生徒の募集については、「子どもの体験支援事業業務委託仕様書 P4 3事業の概要 (2) エその他」に記載の内容をご確認ください。 また生徒の参加については本市で決定しますが、必要に応じて事業者と協議・確認する場合があります。
3	申込時の質問項目について 教室運営に必要な情報を事前に把握するため、生徒申込時に設ける質問項目につきまして、受託者側から提案や追加をさせていただくことは可能でしょうか。	本市と協議のうえ、可能です。
4	契約期間前の費用計上について 事業実施に向けた体制構築のため、契約開始前(11月・12月)よりメンター採用を開始する必要があるかとございます。この採用にかかる費用を本事業経費として計上することは可能でしょうか。なお、不採択となった場合には当該費用を自己負担とすることを了承しております。	契約締結後に発生した費用のみ経費として計上が可能です。 なお、本事業について審査結果の通知は11月28日頃、また契約日については審査結果通知日から12月初めまでの間を予定しています。